

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		区域外就学等
根拠法令及び条項		学校教育法施行令第9条
所管部課係名		学校教育部学務課人事・学事係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>学校教育法施行令第9条</p> <p>児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成28年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	1か月程度 ※事案ごとの対応が必要となるため、処理期間を設定することは難しいが、おおむね1か月程度
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）